

# 納税は納期内に

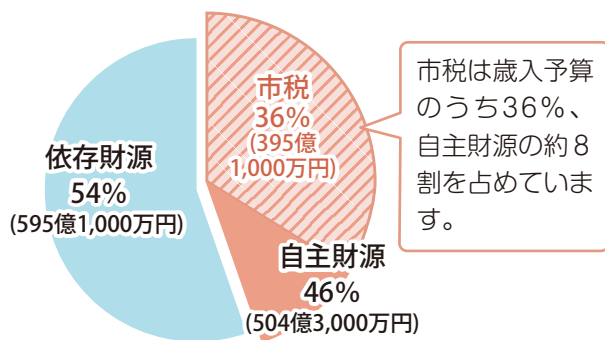


問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331 特別滞納整理推進室 ☎229-3216

## 市税は貴重な財源です

市税は市が行う福祉、教育、防災、公共工事などの市民サービスに欠かせない貴重な財源です。

令和3年度歳入一般会計当初予算  
(1,099億4,000万円)



## 令和3年度市税納期限一覧(11月以降)

納期限	税目など
12月27日(月)	固定資産税・都市計画税第3期
来年1月31日(月)	市民税・県民税第4期
来年2月28日(月)	固定資産税・都市計画税第4期

※給与から特別徴収した市民税・県民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日(土・日曜日、祝・休日の場合はその翌日)です。

## 便利です!口座振替での納税

市税の納付は、口座から自動的に納付できる口座振替をご利用ください。手続きは、納期月の前月未までに、取扱金融機関で行ってください。

**対象税目** 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

### 手続きに必要なもの

- 振替を希望する口座の預貯金通帳
  - 通帳に使用している届出印
  - 口座振替を希望する市税の納税通知書
- ※申請書類は、津市内の金融機関または郵便局にあります。



## スマートフォンなどを利用した納付

スマートフォンなどを使って市税を納付できます。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。



**利用方法** ①スマートフォンなどに専用アプリ(PayPay、PayB、LINEPay)をインストールする。②納付書のバーコードを読み取り、利用可能な金融機関の口座等から納付する(利用可能な金融機関は上記専用アプリでご確認ください)。※納期限が過ぎている納付書やバーコードがない納付書は、ご利用いただけませんのでご注意ください。

**対象税目** 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

## 納税の猶予

災害、病気、事業の休廃止など法律の要件に該当する場合は1年の範囲内で納税を猶予します。詳しくは収税課へご相談ください。

## 休日納付相談・納付窓口

**12/19日** 9:00~12:00  
市本庁舎2階

仕事などの理由で平日に来庁できない人が納付相談や納付をできるように、休日納付相談・納付窓口を開設します。ぜひご利用ください。

## 滞納するとどうなるの?

- 督促状の発送** 納期限を過ぎても納付がない場合は、20日以内に督促状を発送します。
- 財産調査** 督促状などを送っても納付がない場合は、財産調査を行います。照会先は金融機関や勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。
- 差し押さえ** 財産調査で明らかになった不動産、預貯金、給与、年金、自動車、生命保険などの財産を差し押さえます。
- 差押財産の換価と充当** 差し押さえた財産を現金に換え(換価)、滞納市税に充当します。